

2025年度秋学期 明治大学国際交流基金事業 研究者交流支援制度（Researcher Mobility Grant）募集要項

1 目的

本制度は、本学専任教員（以下「ホスト教員」という。）が、外国の大学や研究機関等に所属する外国人研究者を招聘し、

（１）講演・セミナーの開催により学生との交流の機会を創出

（２）研究者同士の交流を深め、共同研究や学術論文の共同執筆を促進することを目的としています。

これにより、本学の教育・研究活動をさらに発展させ、国際的な存在感を高めることを目指しています。

2 制度概要

対象期間※ ¹		2025年9月20日（土）～2026年3月20日（金）	
招聘期間※ ²		10日間	20日間
支給経費	渡航費※ ³	居住地から成田／羽田空港 往復航空券（割引エコノミークラス）	
	滞在費	10万円	20万円
義務	講演等※ ⁴	1回	2回
	報告書	ホスト教員作成：A4 1枚程度（1,000字程度、指定書式） ※プログラム終了後 1ヶ月以内にご提出いただきます	
募集件数		6件程度	4件程度

※¹ 講演日について、日曜日、祝祭日、夏季休業期間中の一斉休業日、定期試験期間、及び入学試験期間は実施不可とします。本学学生が参加しやすい日時を設定してください。

※² 招聘期間は、日本への入国日から出国日となります。

フライトスケジュールにより移動中（機中泊）となる日は含みません。

※³ 国際連携事務室が、居住地から成田／羽田空港までの往復航空券を手配します。ストップオーバーは認めません。座席指定等に係る追加料金は、搭乗者負担になります。

※⁴ 本学内で、本学学生及び広く一般に向けて開催する講演・セミナー回数です。1回の講演目安時間は100分です。

3 申請者（ホスト教員）の資格

本学専任教員

（専任教授、専任准教授、専任講師、特任教授、特任准教授、特任講師、助教）

4 招聘する外国人研究者の資格

- （１）外国の教育・研究機関に所属し、博士号取得者、あるいは博士号相当の研究経歴を有する者。
- （２）上述の（１）には、外国に研究者として１０年以上在住し、現居住国の学会等で活躍している日本国籍の研究者を含みます。
- （３）ホスト教員と外国人研究者の専攻／専門分野に整合性があること。

5 募集期間

2025年5月20日（火）～2025年6月20日（金）15時厳守

6 応募書類・提出方法

提出先：国際連携事務室

（駿河台キャンパス グローバルフロント 2階/Email：gakuiyutsu@meiji.ac.jp）

提出書類	書式	提出方法	注意事項
ア 申請書（経歴書C V）	指定※ ¹	メール	・ <u>ワードファイル</u> で提出 ・ 様式の改変不可 ・ 申請書：3ページ以内 C V：3ページ以内で作成
イ 推薦書	自由※ ²		・ 外国人研究者の <u>上級職位者（所属機関長・部局長等）</u> が作成 ・ <u>明治大学長宛て</u> で作成

※¹ 提出書類アの指定書式は、大学HPからダウンロードしてください。

<https://www.meiji.ac.jp/cip/researcher/researchergrant.html>

※² 推薦書が日本語・英語以外の場合、和訳（英訳も可）をあわせてご提出ください。

7 選考・採否決定

国際連携本部会議において審査を行い、採否を決定します。

8 選考基準

応募書類に基づき、書面審査をおこないます。

- ・ ホスト教員の研究分野との関連性を考慮に入れる。
- ・ 過去に採用実績がない（採用実績が少ない）ホスト教員を優先する。
- ・ 過去に採用実績がない（採用実績が少ない）外国人研究者を優先する。
- ・ 共同研究におけるスケジュールが明確であり、かつ学生への貢献度が高い外国人研究者を優先する。
- ・ 本学との交流が少ない国、地域などの地域バランスを考慮に入れる。

9 採否通知

採否については、申請書に記載のホスト教員メールアドレスへ通知します（7月中旬を予定）。採用となったホスト教員へは、外国人研究者宛ての招聘状をあわせて送付します。

10 支援内容

外国人研究者は、本学において講演・セミナー及び共同研究を行うにあたり、以下の支援を受けることができます。

- （1）明治大学外国人研究者身分証明書（招聘教授又は招聘研究員※）の発行
- （2）ライブラリーカード（図書館利用）
- （3）MINDモバイルアカウント（学内インターネットアクセス）

※ 採用が決定した外国人研究者へは「明治大学外国人研究者招聘制度」に基づく身分の区分によって、招聘教授又は招聘研究員（所属：国際連携機構）のいずれかの身分を付与します。

11 留意点

- （1）申請は、ホスト教員1名につき1件です。
- （2）ホスト教員が外国人研究者招聘の責任者であり、来日中の身元保証人となります。
制度詳細については、外国人研究者へ十分にご説明ください。
- （3）採用後、申請書と大幅な変更が生じた場合は、採用を取り消す場合があります。また、招聘期間は変更できません。
- （4）採用後に、外国人研究者に関する「明治大学安全保障輸出管理事前点検シート【シート1-2】」をホスト教員から提出いただきます。そこで疑義が生じた場合は、採用を取り消す場合がありますので、あらかじめご注意ください。
- （5）本制度で招聘した外国人研究者を、国際連携本部を含む学内他の助成事業と重複して、申請対象とすることはできません。
- （6）本制度で招聘した外国人研究者は、出入国管理法に基づき、招聘期間中、収入を伴う事業の運営及び活動、または報酬を受ける活動は出来ません。
- （7）渡航及び滞在費以外の経費（例：印刷費や通訳費、会合費）は、国際連携本部では一切負担しません。
- （8）国際連携本部では、招聘期間中の傷害、疾病等の事故については、一切の責任を負いません。海外旅行保険は、必要に応じ外国人研究者ご自身で加入してください。
- （9）報告書提出の義務を履行しない場合、支給経費の返納を求めます。

13 問い合わせ先

明治大学 国際連携事務室（担当：櫻井、青柳、山本）
Tel：03-3296-4278 Email：gakujiyutsu@meiji.ac.jp

以 上